



就学援助制度

新入学学用品準備費の入学前支給のお知らせ

多可町教育委員会

就学援助費のうち、入学に必要な学用品を購入する費用の一部として「新入学学用品準備費」を、入学前に支給します。希望される方は、下記内容をご確認のうえ、申請してください。

1. 援助対象となる方

- ① 児童扶養手当(ひとり親家庭等に対する手当)の支給を受けている方
- ② 次のいずれかに該当する世帯
 - (ア) 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている(家屋新築を除く)
 - (イ) 国民年金保険料の全額免除を受けている
 - (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
 - (オ) 職業安定所登録日雇労働者である
- ③ 令和 4 年中の世帯全員の総所得額の合計が別に定める認定基準額(※下表参照◆)以下の世帯
- ④ 町民税が非課税の世帯
- ⑤ その他特別な理由があり、教育委員会が関係機関と協議して必要と認める世帯

《◆③の認定基準額》

単位：円)

世帯構成人員	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上 1 人増すごと
令和 4 年中 総 所 得 額	1, 868, 800	2, 316, 800	2, 776, 000	3, 153, 600	3, 617, 600	409, 600

- (注) 1. 総所得額とは、給与所得の方は「源泉徴収票」の給与所得控除後の金額、事業所得の方は「確定申告書」の所得金額の合計、公的年金等を受給されている方は公的年金等控除後の金額です。
2. 給与所得・公的年金所得がある場合は、税制改正の影響を考慮し、それぞれの所得から 10 万円(当該額が 10 万円に満たない場合はその額)を差し引いた金額で判定します。
3. 世帯内に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの総所得額を合算した額で判定します。
4. 単身赴任等で別に居住している保護者は、原則として同一世帯の家族として取り扱います。

2. 申請期間

提出期間	提出場所
<u>1 月 29 日(月)～2 月 9 日(金)</u> ※提出期間を厳守してください。	教育委員会(教育総務課) 加美地域局 八千代地域局

3. 援助の内容

新入学学用品準備費：5 7, 0 6 0 円

支給予定日：令和 6 年 3 月 1 1 日(月)

4. 申請の方法

申請を希望される保護者は、同封の申請書に必要事項を記入し、下記の必要な書類を添付して申請してください。提出場所は、教育委員会教育総務課、加美地域局、八千代地域局です。

下欄の①～⑤いずれかに該当する方	必要な添付書類
① 児童扶養手当の支給を受けている	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。証書番号・受給者名を記入してください。
② 次のいずれかに該当する (ア)個人事業税または固定資産税の減免 (イ)国民年金保険料の全額免除 (ウ)国民健康保険税の減免または徴収猶予 (エ)生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている (オ)職業安定所登録日雇労働者である	認定通知書等のコピー（認定期間の記載要）
③ 令和4年中の世帯全員の総所得額の合計が 認定基準額以下である	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。 ※令和5年1月2日以降に多可町に転入された方は、③の場合「令和5年度所得証明書」を、④の場合「令和5年度課税証明書」を <u>令和5年1月1日現在の住所地</u> で取り寄せて添付してください。
④ 町民税が非課税である	
⑤ その他特別な理由がある	認定にかかる協議申出書・その他必要な書類

5. Q & A （よくある質問を掲載していますので、参考にしてください。）

Q1

今回の新入学学用品準備費が支給された場合、令和6年度就学援助(学用品費・学校給食費等)の申請は必要ですか。

A1

新入学学用品準備費(令和5年度)の支給と令和6年度の就学援助は、所得審査基準が異なるため、それぞれ申請が必要です。入学後に令和6年度就学援助の申請をしてください。改めて案内チラシを児童全員に配布します。

Q2

今回の新入学学用品準備費は申請しませんが、入学してから令和6年度就学援助の申請をした場合、新入学学用品費は支給されますか。

A2

多可町に居住し、令和6年度の就学援助が認定になれば支給します(7月支給予定)。

※ただし、指定の申請期間(6月中旬)以降に申請された場合は支給されません。

また、今回の新入学学用品準備費の支給を受けた方には、令和6年度の新入学学用品費は支給されません。

Q3

新入学学用品準備費の認定審査の対象となる所得基準は、いつの所得ですか。

A3

今回の新入学学用品準備費は、令和4年中の所得で審査します。

令和6年度就学援助(学用品費・学校給食費等)の申請に関しては、令和5年中の所得で審査します。

6. 提出先・問合せ先

多可町教育委員会 教育総務課（多可町役場3階）

TEL：0795-32-2384（直通） ※ご不明なことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。